

中小企業施策利用ガイド⑦ (出典:中小企業庁)

『創業支援等の取組を支援してほしい』

産業競争力強化法に基づく創業支援

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援等の取り組みを市区町村と連携して行う事業者を支援する。また、市区町村と創業支援等の取り組みを行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者も、各種支援措置を受けることができる。

●対象

産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画に関して(1)、(2)に該当する者

(1) 市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援や起業家教育、ビジネスプランコンテスト等の創業機運醸成事業の取り組みを行う事業者

(2) 市区町村・創業支援等事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等(特定創業支援等事業)を受けた創業者

●支援内容

(1) 創業支援等事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援等事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援等に取り組む創業支援等事業者は、以下の支援施策を利用できる。

①信用保証の特例

創業支援等事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8000万円までの無担保の信用保証を実施する。

②中小機構による情報提供

中小機構は、創業支援等事業者の依頼に応じて、創業支援等事業に関する情報の提供を行う。

(2) 特定創業支援等事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受けた創業者は、以下の支援施策を利用できる。

①登録免許税の軽減

特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行うおとする者または創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社または合同会社の場合は資本金の0.7%→0.35%※、合名会社または合資会社の場合は1件につき6万円→3万円)される。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額される。

②創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6カ月前(従来は創業2カ月前)から利用の対象になる。

前)から利用の対象になる。

③日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃する。

●利用方法

(1) 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局に相談を。

(2) 最寄りの市区町村において、創業支援等事業計画が認定されているか確認を。

創業支援等事業計画の認定状況は、中小企業庁ウェブサイトに掲載している

問い合わせ先 各経済産業局 産業技術革新課等

●中小企業庁 創業・新事業促進課 電話: 03・3501・1767

『自己資本の充実に関する支援策について知りたい』

中小企業投資育成株式会社による投資

中小企業は中小企業投資育成による株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができる。

●対象

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする事業者。

なお、以下の法律(※)に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になる。

※中小企業労働力確保法、流通業務の総合化および効率化の促進に関する法律、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業等経営強化法、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法、地域未来投資促進法、生産性向上特別措置法、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、沖縄振興特別措置法。

基本的に業種は問わないが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となる。

●支援内容

中小企業投資育成から以下の投資を受けることができる。(投資に際しては、中小企業投資育成による審査がある)

■投資事業

- (1) 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- (2) 増資に際して発行される株式の引受け
- (3) 新株予約権の引受け
- (4) 新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができる。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができる。

また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できる。

■育成事業(コンサルテーション事業)

中小企業投資育成は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行う。

○経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りを支援する。

○株式上場支援

中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートする。

○ビジネスマッチング

投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供する。販路拡大や業務提携などにつながるケースもある。

○人材育成支援

テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができる。

○事業承継支援

長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップする。また、豊富なメニューで後継者育成なども支援する。

利用方法

中小企業投資育成に相談・申込み後、審査を経て投資の可否が決定される。

問い合わせ先 東京中小企業投資育成 電話: 本社03・5469・1811 名古屋中小企業投資育成 電話: 本社052・581・9541

大阪中小企業投資育成 電話: 本社06・6459・1700、九州支社092・724・0651

『多くのお金と時間のかかる研究開発型スタートアップ企業を支援します』

研究開発型スタートアップ支援事業

成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップ企業に対して、ベンチャーキャピタル(以下「VC」)などの協力を得ることを条件に、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて実用化開発、共同研究費等を支援する。支援内容は、スタートアップ企業の事業ステージごとに、①SBI R制度に基づく支援②シード期成長支援(STS)③事業化支援(PC A)の3種類がある。

●対象

1. SBI R制度に基づく支援

研究開発型スタートアップ企業および事業を営んでいない個人(大学等の研究者等)※

2. シード期成長支援(STS)

NEDO認定VCから出資を受ける研究開発型スタートアップ企業※

3. 事業化支援(PC A)

数年以内の製品実用化・事業化を目指す研究開発型スタートアップ企業※

※対象者条件の詳細は各事業の公募要領の確認を。

●支援内容

1. SBI R制度に基づく支援

・SBI R(中小企業技術革新)制度とは研究開発型スタートアップ企業・中小企業等によるイノベーションの創出を促進する制度のこと。

・民間有識者等(プログラママネジャー)の知見も活用しつつ、政策課題から研究開発型スタートアップ企業に適した研究開発テーマを設定し、研究開発計画の実現可能性調査を支援。

・本事業において研究開発計画の実現可能性調査を支援した事業者が、研究開発や事業化を行うに際しては、本事業のみならず、各府省庁が行う関連事業と連携するなど、関係する府省庁間において横断的・一体的な支援を実施。

2. シード期成長支援(STS)

・シード期の研究開発型スタートアップ企業が、シーズ技術の強化と次の資金調達につなげるために行う実用化開発、試作品制作等を支援

■補助金額

(A) 最大7000万円(補助率3分の2)

(B) 最大2億円(補助率3分の2)

・認定VCによるハンズオン支援

3. 事業化支援(PC A)

・研究開発型スタートアップ企業が、技術シーズを事業化に結びつけるために行う事業化開発、共同研究、実証研究開発等を支援。

■補助金額

最大2億5000万円(補助率3分の2)

●利用方法

1. SBI R制度に基づく支援

・NEDOが創業期の研究開発型スタートアップ企業または研究者・研究チームを公募。

・審査を経て採択された企業に対して、支援事業化・成長可能性の高い研究開発シーズを実現可能性調査から段階的に選抜し、継続的に支援。

2. シード期成長支援(STS)

・NEDOが創業期の研究開発型スタートアップ企業を支援する国内外のVC、シード・アクセラレーター等を公募、認定VCとして認定。

・NEDOが認定VCより出資(事業費の3分の1以上)を受ける研究開発型スタートアップ企業であることを条件に企業を公募。

・審査を経て採択された企業に対して、事業

費のうち、3分の2を補助。

3. 事業化支援(PC A)

・NEDOが数年内の事業化を目指す研究開発型スタートアップ企業を公募。

・審査を経て採択された企業に対して、社会実装(量産化)段階に至る実証研究開発等の事業費のうち、3分の2を補助。

問い合わせ先 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)イノベーション推進部 電話: 044・520・5173 経済産業省 技術振興・大学連携推進課 電話: 03・3501・1778

『創業等に必要となるオフィス・工場・研究室等を借りたい』

新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援

創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等が運営する新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)を低廉な賃料で借りることができる。

●対象

オフィス・工場・研究室等を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人の方々。

●支援内容

中小企業基盤整備機構は、起業家および第二創業に取り組む中小企業を支援すべく、全国で29のインキュベーション施設を展開している。

インキュベーション施設では、事業スペースを提供する「ハード」と、インキュベーションマネージャー(IM)と呼ばれる常駐の専門家による成長・事業化を支援する「ソフト」の両面から新しいビジネスへの挑戦を応援する。

●利用方法

中小企業基盤整備機構が運営している施設については、同機構ウェブサイトから閲覧できる。

上記施設のほか、中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターが運営している施設においてもオフィス・工場・研究室等を借りることができる。

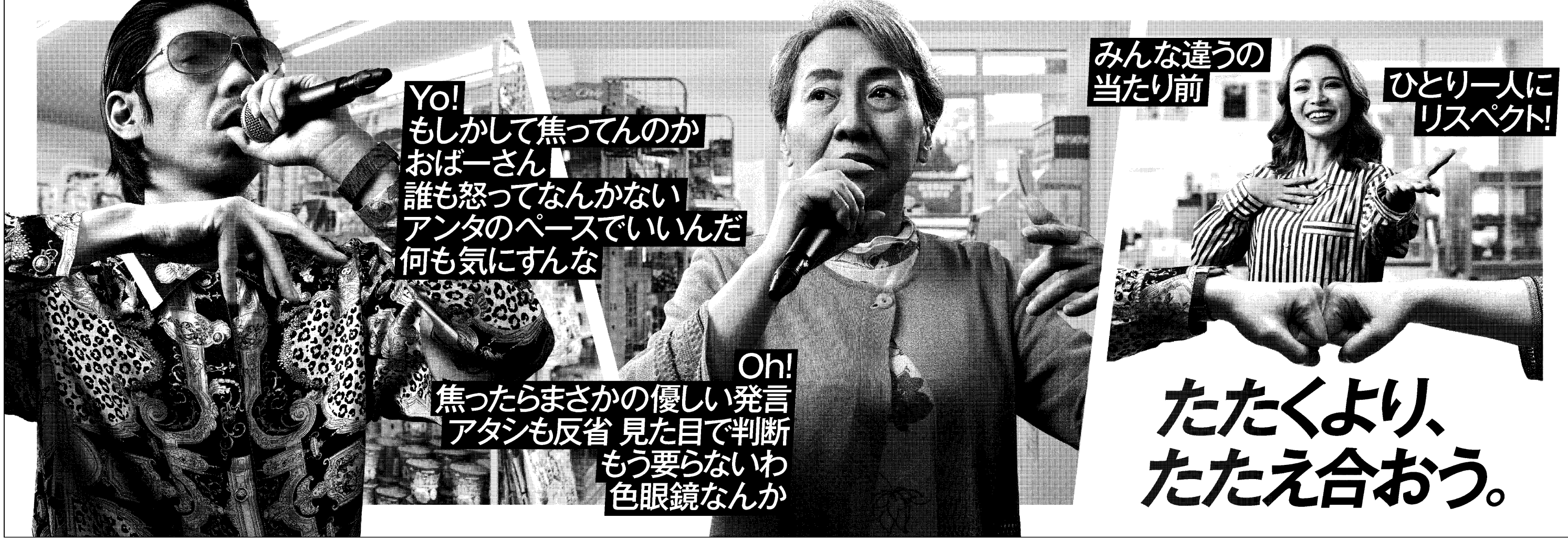
問い合わせ先 <中小企業基盤整備機構が運営しているインキュベーション施設について>

中小企業基盤整備機構本部ベンチャー支援課 電話: 03・5470・1574

各地域本部・事務所 北海道011・210・7471、東北022・399・9031、関東03・5470・1616、北陸076・223・5546、中部052・201・3068、近畿06・6264・8617、中国082・502・6311、四国087・811・3330、九州092・263・0302、沖縄098・859・7566

<中小企業基盤整備機構が出資する第三セクターが運営している施設について>

中小企業基盤整備機構本部 出資先第三セクター管理室 電話: 03・5470・1621



気づきを、動きへ。



●ACジャパン北海道事務局 〒060-8545 札幌市中央区大通西5-11-1 電通北海道内五橋1-2-28 河北新報社内 ●ACジャパン東京事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-17 電通銀座ビル 〒460-0008 名古屋市中区栄4-16-8 栄メンバーズオフィスビル ●ACジャパン大阪事務局 〒550-0002 大阪府西区江戸堀1-3-3 肥後橋レックスビル ●ACジャパン中四国事務局 〒730-8677 広島市中区土橋町7-1 中国新聞社内 ●ACジャパン東北事務局 〒980-8660 仙台市青葉区 ●ACジャパン名古屋事務局 〒460-0008 名古屋市中区栄4-16-8 栄メンバーズオフィスビル ●ACジャパン九州事務局 〒810-0042 福岡市中央区

赤坂1-16-10 読売舞鶴公園ビル ●ACジャパン沖縄事務局 〒900-0015 那覇市久茂地3-21-1 電通沖縄内 ●資料ご希望の方に「ACジャパンのご案内」をお送りします。切手210円を同封の上、お近くの事務局までお申し込みください。 ●広告についてのご意見・ご要望はホームページへ。 http://www.ad-c.or.jp